

令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付分）について

令和6年度に支給した調整給付の支給額に不足が生じる方などに給付します。

対象となる方には10月6日付「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」をお送りしています。

●対象者

【不足額給付①】

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と令和6年度に支給した調整給付額との間に差額が生じた方に対して、その差額を支給します。

【不足額給付②】

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しない方。※以下の要件を満たす方

- ・令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割ともに非課税（定額減税前税額が0円）
- ・扶養親族の対象外（税制度上の扶養親族等として定額減税の対象外であること）
→青色事業専従者・事業専従者（白色）や、合計所得金額48万円超の方
- ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員でない方

●手続き方法

確認書に必要な事項を記入の上、必要書類と一緒にご返送ください。

●振込予定日

確認書を受理した日から3週間以内

●返送期限

令和7年10月31日

●「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。